

国民健康 保険の お知らせ

● 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の緑色の保険証を破棄し、**エンジ色の保険証**をご使用ください。

● 新年度の納税通知書を郵送します

今年度の納税通知書を7月10日に郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間で、加入者の所得や資産などから計算され、7月から翌年2月まで8回にわけて納めていただきます。(保険税が年金から天引きされる方は、年金受給月に自動的に納付となります)

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、納め忘れのないようお願いいたします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

● 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の申請を受け付けています

認定証を病院等の窓口で提示すると、世帯の町・道民税の課税状況に応じて、窓口負担が一定の金額にとどめられます。8月から1年間ご使用いただく認定証の申請を、7月1日から受け付けますので、ご希望の方は印鑑と国民健康保険証をご持参のうえ手続きしてください。

また、現在交付を受けている方も、お持ちの認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、引き続き8月以降もご使用いただく場合には、新たに申請が必要となります。

※国民健康保険税をすべて納めていただいている世帯が対象となります。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121

医療費助成 の受給者証 更新時期が 変わります

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各受給者証について、今まで9月末に更新をお願いしていましたが、**今年度から7月末へ変更**となります。

現在お持ちの受給者証は有効期限が7月末までとなっていますので、8月からご使用いただく受給者証を7月下旬にお送りします。

なお、助成区分は令和元年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方は、至急手続きをお願いします。

■各医療費助成内容(受給者の医療機関窓口での負担割合です)

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字されています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字されています
各医療費 助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 (柔整の初診料については、重度・ひとり親医療費助成のみ)	窓口 1 割負担 ■ 1 か月の自己負担額 ■ 入院 + 外来 57,600 円 外来のみ 18,000 円

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯の区分にて助成します。
- ② ひとり親家庭等の親は、入院および訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護は助成区分に関係なく1割負担となります。
- ④ 受給者証は、道内すべての医療機関でご使用いただけます。受給者証を提示せず受診した時は、申請すると差額分が助成されますので、**領収書・健康保険証・受給者証・印鑑・通帳(口座情報のわかるもの)**をご持参のうえ申請してください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121